

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

光市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧光市地域

(1) 現況

本地域は、豊富な水資源を活用した稲作地帯であり、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動を支援する必要がある。

(2) 目標

本地域では、法第3条第3項第1号（以下「1号事業」という。）に掲げる事業を推進し、地域の共同活動による地域資源の適切な保全管理を行い、農業農村の有する多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧大和町地域

(1) 現況

本地域は、山間部の急傾斜地が多く、棚田等において稲作経営が行われており、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

本地域では、法第3条第3項第2号（以下「2号事業」という。）に掲げる事業を推進するとともに、1号事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を促進する区域	実施を推進する事業
①	旧光市地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	旧大和町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1号事業において設置する推進組織に参画し、1号事業の促進を行うこととする。

1号事業において設置された推進組織を活用し、2号事業の促進を行うこととする。

2号事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進地域（別紙）

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

1 対象農用地の基準

（1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し、すべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

光市 石原集落、東集落、鹿ノ石上集落

イ 対象農用地

対象農用地は次のいずれかの基準を満たすものとする。

（ア）急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（イ）自然条件により小区画・不整形な田

（ウ）積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

（エ）市長の判断によるもの

緩傾斜農用地については、田1/100以上、畑、草地及び採草放牧地8度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

2 対象者

交付金の対象者は、中山間地域等直接支払交付金実施要領に定めた者とする。なお、個別協定に基づき交付を受ける者のうち、認定農業者に準ずる者とは、光市の人・農地プランによる担い手要件を満たした者等で、地域の実情に応じて市長が認定するものとする。

3 その他必要な事項

(1) 土地改良通年施行に係る農地の取り扱い

ア 土地改良通年施行に係る農地については、交付金の交付対象とする。

イ 土地改良事業等の実施等により対象要件に変更があった農用地の取り扱い

土地改良事業等の実施等が集落協定に位置付けられた当該土地改良事業等の実施、地目の変更等により協定認定時の対象農用地の要件に変更があっても、当該農用地を令和6年度まで交付金の交付対象とすることとする。

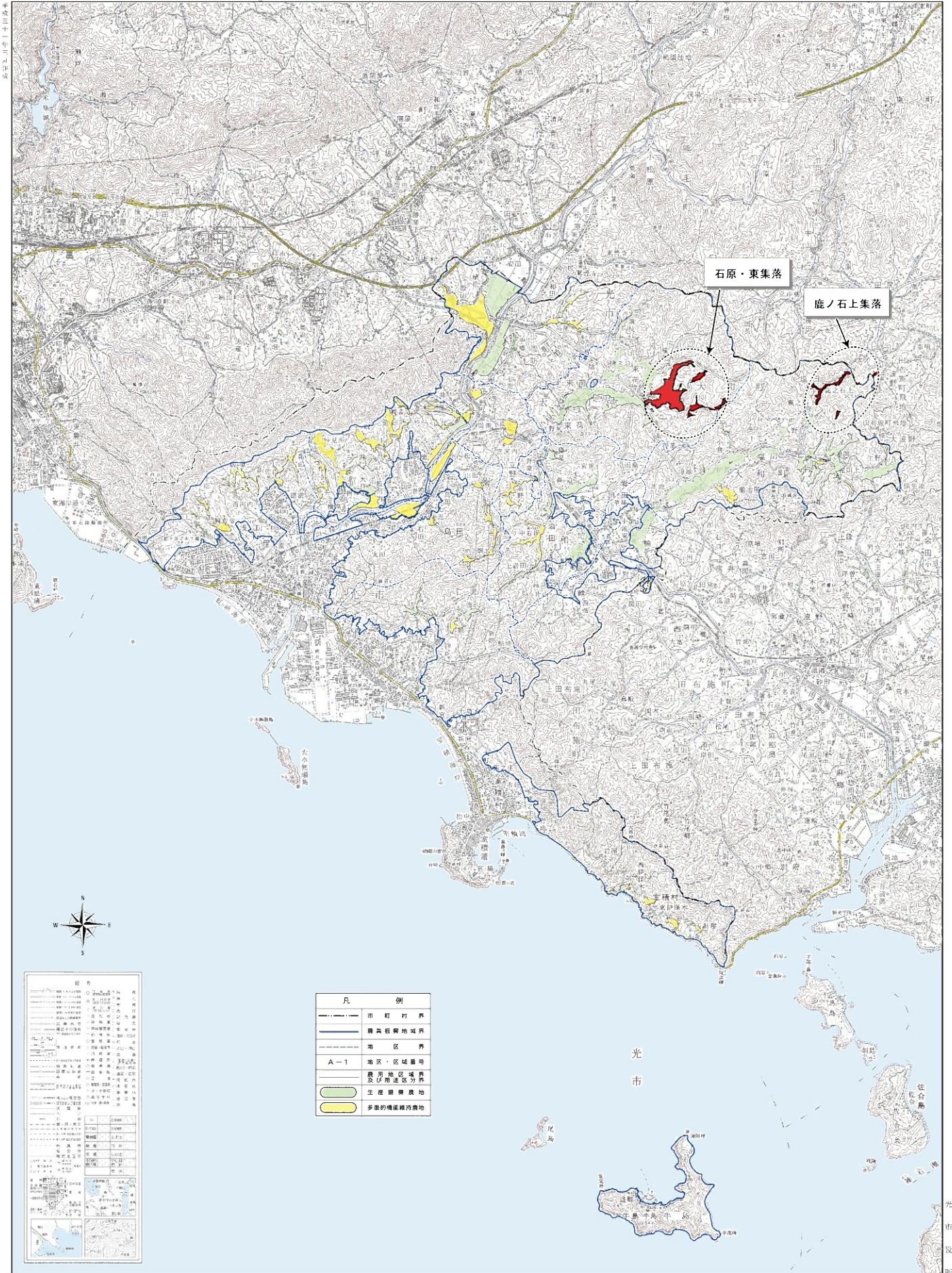
(ア) 土地改良事業により勾配の判定に変更があった場合の取り扱い

集落協定認定年度以降に採択された事業による場合は、集落協定認定年度単価とする。

集落協定認定年度以前に採択された事業による場合は、改善されたほ場で農業生産活動等を行う年度から改善されたほ場の勾配の単価（勾配が区分外となった場合は、地目の区分緩傾斜の単価）とする。

(イ) 土地改良事業施行中の団地の農用地面積の取り扱いは、一時利用地に指定されている以前にあっては、従前の面積とし、一時利用地に指定された以後にあっては、当該一時利用地の指定面積とする。

付図1号 土地利用計画図 光市



この地図の作成に当たっては、国土地理院製の示認を得て、同院発行の数値地図50000（地図画像）を使用した。（示認番号 平成31中使、第1号）